

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

当法人と横浜市中区との縁は、平成4年5月に特別養護老人ホーム「新山下ホーム」及び区内で初めて開所した新山下在宅支援サービスセンター（現在の新山下地域ケアプラザ）の受託運営からはじまり、平成8年7月に開所した不老町地域ケアプラザの受託運営を含め、現在では、特別養護老人ホーム2施設と地域ケアプラザ2施設の受託運営を行い、法人として約27年にわたり中区地域に根差した施設づくりに専念してまいりました。

地域ケアプラザは、福祉・保健サービスを総合的に提供する機能を有していますが、時代の変遷とともに地域のニーズに応じてその機能も多様化してきました。

こうした背景には、急速に進む高齢化といった現状があり「誰もが地域の中で、安心して自立した暮らしを送れる環境をつくろう」という地域包括ケアシステムの推進が求められています。

このようなシステムを推進するためには、高齢者だけではなく、子どもや障害がある人を含め、利用者の「生活の視点」を大切に、利用者に寄り添いQOLを向上できるような仕組みづくりが重要であると考えています。

その実現のため、高齢者支援では「健康の維持向上」を軸に、認知症や寝たきりによる「健康の喪失」を予防することに注力し、地域の中で介護予防、社会参加といった対策の充実に取り組みます。子育て支援では、子どもの健やかな成長を見守り育むためにも、健康、福祉といった多面的な視点を持ち、地域の中で孤立することがなく「つながり」がもてるような支援に努めます。障害者支援では、障害のある人への理解を深め、共に支え合って生きる共生社会の実現に向けた取組みを加速させます。

こうした様々な分野の視点を持ち地域課題の解決にむけ、当法人が約60年にわたり培ってきた確かな技術と知識、豊かな人材に加え、中区内に4つの拠点をもつ法人ネットワークの強みを活かし「身近な福祉・保健の拠点機能」を最大限に発揮していきます。

またその機能を一人でも多くの住民や地域団体等に活用していただき、互いの信頼関係にもとづいた連携により、地域包括ケアシステムの推進を図り、高齢者、子ども、障害者支援等、分野の垣根を越え「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる」地域社会の実現に向け、柔軟に事業を展開し地域ケアプラザとしての役割を果たしていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

不老町地域ケアプラザが担当する地区は人口約50,891人で、市域の中でも最も中心にあり、古くからの商店街や横浜開港から賑わいの中心となってきた街、官公庁やオフィス街、閑静な住宅地、商業地のほか、簡易宿所が並び福祉ニーズやそれを支える資源が豊富な街など、各地区ともに魅力溢れる特徴があります。また、昨今では、町の再開発も活発に行われており、新たな資源や町の魅力が醸成されようとしています。一方で高齢化率（平成31年3月）においては、担当する地区全体

では 23.25%で、中区全体の 23.3%と概ね同程度ですが、一部の地区では 51.71%を超える地区もあります。さらに高齢者独居世数は市域でもっとも高くなっており、高齢者の孤立を防ぐことが課題の一つとなっています。また、中区人口の 1 割を超える外国人がもっとも多く居住する地区もあり、国籍や文化の違いなど日本人も外国人もともに協力できる共生社会の実現が求められています。

これらの課題は今後一層進んでいくことが考えられることから、地域に根ざしてきた社会福祉法人として既存の法人施設との連携を軸に、住民や地域の福祉保健団体をはじめ、区行政、区社会福祉協議会、介護・医療機関や障害者支援団体等、これまで法人が構築してきた「つながり」を役立て、関係団体等と連携して地域の特色や魅力を活かした地域づくりに取り組みます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

当法人では、昭和 27 年より横浜市南区での宿泊提供施設の提供をはじめとして、その地域に根ざした福祉サービスの展開を行ってまいりました。各施設のある地域の住民と、防災訓練やバザーの開催等を、施設職員、利用者一体となってその地域の発展に法人として尽力してまいりました。

不老町地域ケアプラザを拠点とする地域では、地区社会福祉協議会や町内会、民生委員等の会合のほか、地域行事等へ参加させていただきながら地域活動への協力を通し、様々な団体との連携に取り組んでいきます。さらに平成 29 年度からは、ケアプラザの「場」を活用いただいているボランティア、子ども食堂をはじめとした様々な福祉保健団体の協力により「不老町ケアプラザまつり」を開催し、各機関や団体との連携した取り組みを進めています。また、中区内地域ケアプラザとは、月毎に各専門職の合同職種会議をはじめ、障害児余暇支援事業の実施、新任介護支援専門員研修の企画・運営、ケアマネサロンの開催など、様々な取り組みを連携して実施しています。こうした取り組みを継続、発展させ、地域、区行政、社会福祉協議会等の関係機関及び団体との連携を一層図っていきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

社会福祉法人 横浜社会福祉協会は、「福祉の追求」という考えのもと以下の 4 つの経営理念を掲げ、法人内 14 施設をすべて順調に経営しております。

(1) ご利用者幸福の追求

・私たちはご利用者を尊敬し、清明、自由、プライバシー、個々人の人格権を守ります。そして QOL の向上に根差した、真の満足を追求します。

(2) 地域貢献の追求

・地域に開き、地域に赴き、地域の声を聴く。私たちは常に地域に寄り添い、真の地域貢献を追求します。

(3) 職員幸福、職務環境の追求

・法人は職員を支え、学び努力する姿勢を応援し、職員の自己実現が可能な職務環境を追求します。

(4) 今を、未来を支える福祉の追求

・私たちは常に自分たちのあり方を見直し、地域が求める福祉に対応できる組織であるため、改善を続けます。そして、より良い福祉の実現を目指し、挑戦を続けます。

法人経営理念でもある上記4点を、常に掲示し会議などで周知を行い、職員に意識付けが出来るよう努めます。また、利用者及び地域の皆様の生活の質を高めるために、職員の資質向上に努め、利用者本位のサービス提供に取り組みます。住み慣れた地域で、自己決定が尊重され、健康で安心して生活できるように福祉保健サービスを提供いたします。

当法人は昭和27年に横浜市南区中村町において、戦後混乱期の生活困窮者に対して、暮らす場所と食事のみならず、必要に応じた治療を提供した団体を起源とする社会福祉法人であり、一貫して広く困窮者の支援に努めてきました。介護保険の始まりに際してはその意義をとらえ、地域に支えられた法人として地域福祉への貢献を目指して積極的に活動した結果、現在横浜市内では救護施設1施設、特別養護老人ホームを5施設、地域ケアプラザを3施設、居宅介護支援事業所1施設、障害者就労支援型施設1施設を運営しています。各施設の運営においては、地域に支えられる法人として地域に資することを念頭に置き、先駆的事例を含めて貢献に努めています。

近年の主な取り組みとしては、不老町地域ケアプラザを拠点とする寿地区において、平成25年度委託事業として寿地区住民への高齢者支援調査事業を実施し、結果、当法人の活動は評価をいただき、平成26年度からは調査結果を踏まえた実行事業（寿地区高齢者個別支援推進事業）へと形を変えていくことができました。この事業は平成30年度までの5年間にわたり受託し、成果を示すことで寿町総合労働福祉会館再整備基本計画において健康コーディネイト室機能が正式整備されたことに協力することができました。また、令和元年10月、新たな居宅介護支援事業所を開設し、法人ネットワークの輪を広め、居宅で生活する高齢者支援の充実をさらに図っていきます。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1. 予算については、適性に執行されており、監事監査においても指摘事項はありません。

2. 法人税については、当法人は法人税法第4条1項及び地方税法第296条第1項及び第2項に規定する収益事業等を平成28年度、29年度、30年度において実施していません。

消費税及び地方消費税については、毎年申告し、未納はありません。

3. 財務状況

①自己資本率

平成30年度の資産総額は120億5,438万円、純資産額は97億2,057万円となり、財務の安定性・健全性をみる自己資本率は、28年度、29年度共に80.3%で、十分な自己資本があります。

②流動比率

短期の負債に対する支払能力は、平成30年度691.6%あり、一般的には150%を超えることが望ましいなか、それをはるかに上回る流動資産を保持しています。

③負債比率

平成28年度梅の木ホーム開所、平成30年度霧ヶ峰療護園移転に伴い、平成30年度の負債総額は15億4,377万円、総資産額は120億5,438万円となり、総資産に対する負債の割合は、28年度、29年度共に19.7%で、返済は確実に行われています。

④事業活動当期収支差額率

当法人は救護施設・介護老人福祉施設・ケアプラザ・障害者支援施設・就労支援型施設を経営しており、事業活動当期収支差額比率も各事業バラつきはあるものの、法人全体で平成30年度は1.7%、7,293万円を計上することができました。

今後、最大の支出である人件費については、職員それぞれの役割とそれに応じた昇給を徹底することで、事業の再生産と職員の積極育成のバランスをとっていきたいと考えています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

所長（所長予定者）については、平成15年に当法人に入職し、地域ケアプラザにおける通所介護事業部の生活相談員及び介護員、介護予防・居宅介護支援事業所の介護支援専門員、地域包括支援センター職員を経て他地区で豊富な経験を積み重ね、平成31年度より〇〇地域ケアプラザの副所長を務めております。こうした他区や他地域の豊富な経験を軸に、〇〇地域ケアプラザの地域に貢献できるように努めていきます。

また、地域ケアプラザを運営する上での職員は、地域包括支援センター加配人員2名を含め、現在適切に配置し、欠員なく運営できています。これは、法人内で多くの有資格者を育て、資格取得にも支援を行ってきた結果です。今後も地域特性を判断した上で、適切な人員配置を行い、職員と地域の皆様が対話しながらケアプラザ運営が助めていけるように尽力していきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人では平成28年度より、法人独自の人事評価制度の運用を始めています。この制度では組織と個人の目標の連動により、個人の成長が組織の成長に繋がることを伝え、それぞれの自己実現への思いを向上させることを目的とし、年間の努力を昇給に連動させています。制度では被評価者は評価者と共に年度の初めに目標を設定し、半期の面談を踏まえて、期末に自己評価を踏まえた評価がされる事をルール化しています。自己の分析と目標の設定を評価者が寄り添いながら行う事で、それぞれの思いを踏まえた成長の実現を目指しています。また、この制度においては評価者となるにあたっては、外部専門講師による新任評価者研修、評価者1年目研修、以後毎年の評価者資格の更新研修の受講が必要であり、評価にあたって大切な傾聴、コーチング等の技術の研鑽と心構えの向上に努めています。

さらに仕事の開始にあたってはやはりOJTが大切となります。新人についてはチューターとなる職員を明確とし、常に質問しやすい環境を整えていきます。また、施設は運営の中で様々な課題と直面するため、その課題の状況により適時、施設内研修を開催します。開催にあたっては外部講師を招くとともに、法人他施設の専門職による研修も計画します。この施設内研修は法人の他施設でも随時開催されるため、テーマによっては開催施設に職員を派遣していきます。

また、新人職員には年齢、職種及び所属施設、来歴を問わず年2回の合同研修を行っていきます。テーマは法人の歴史と理念の理解、社会保険労務士による就業規則を含む規則類の基礎的理解、専

門講師による接遇マナー等を多岐に渡り、福祉の継続性についての理解の上に、働くという事の基礎的理解を深める事を目的としています。入職のタイミングと、就業半年を目安に研修を開催することで、当初の動機付けと期中のフォローを行っていきます。

そのほかに地域ケアプラザの機能を発揮するためには、地域の現状や特性から地域診断を適切に行い、地域のニーズをしっかりと受け止め、どのような支援をしていくことが必要なかを判断し、長期的な視点で考え実行していく力が必要であると考えられます。そのような視点には、各職種の専門分野での知識習得に加えて様々な視点を持って物事を捉え、それを日頃から地域の皆様と対話しながら確認出来る人間性と、出てきた課題に取り組める実行力のある職員育成に取り組めます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

平成8年の開所より23年が経過し、施設内の老朽化が進み細かい修繕の実施が目立つようになってきました。施設としては利用者の皆様が快適に、また安全に利用できるように修繕計画を実行することで維持管理に努めていきます。具体的には、定期的な専門業者による保守管理から適宜修繕を行っていくことに加えて、耐用年数や使用頻度を考慮した適切な修繕計画により、突然のサービス休止や、利用者の皆様にご不便をお掛けすることのないように、予算を考慮しながら実施していきます。予算で取まらないような修繕に関しては、横浜市と協議し、必要な措置をとって行います。また、日頃より職員による館内美化に努め、利用者の皆様が不快感なく快適に施設を利用できるように心がけます。また、快適な利用という側面からも、機能性と安全性を考慮した上で、施設の美化にも心がけた修繕計画も計画的に取り組んでいきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

事件事故防止への取り組みとして、危機管理（安全管理）マニュアルを整備し、研修機会を年1回設けることで職員への周知と有事の対応に努めます。マニュアルに併せて、ヒヤリハットや事故を生きた教材として活用することで、職員への安全教育の充実を図ります。こうした研修等を実施することで、職員が事故等の発生を未然に防ぎ、万が一事故が発生しても、職員一人一人が状況に応じた的確な判断力や機敏な行動ができるよう取り組みます。

万が一（緊急時）、事件事故が発生した際は、「緊急時対応マニュアル」に基づき、利用者等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行い、事故の状況を正確に把握するとともに、必要に応じて施設内に設置するAED等を活用し応急処置を行います。また、症状の見落としや判断ミスがないよう、利用者の状態については、複数人の職員で確認します。受診が必要と判断した場合は、利用者・家族へ了承を取った上で迅速に対応します。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時には中区との協定にもとづき、自宅や地域防災拠点等での避難生活が困難な要援護者のための二次的避難所としての機能を果たすため、災害時の拠点として尽力します。避難所の開設・運営にむけた事前の備えとして、施設の災害対策マニュアルに基づいた訓練（避難訓練・消火訓練等）を年2回以上実施するほか、各地区地域防災拠点での訓練への参加をはじめ、中区の「災害時情報受伝達訓練」や、横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会の災害対策プロジェクトにおける施設間や他都市施設との相互支援を想定した情報受伝達訓練に積極的に参加し、横浜市中で大規模な災害が発生した場合でも、職員・施設利用者が安全に避難できる体制づくりに取り組みます。

また近年では、台風、大雨などの異常気象、自然災害など、リスクは多岐にわたり、このような緊急時においても重要な業務が中断しないこと、中断しても短い期間で再開することが望まれています。こうした災害リスクに対し、クラウド型の緊急連絡網・安否確認システムを法人で導入し有事に備えています。このようなシステムツールを活用することで、職員の安全確認を速やかに行うと同時に、安全が確認できた職員から避難所の開設に向けた参集を実施し、災害対策本部との速やかな連携に取り組みます。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

昨今、台風15号による記録的な強風により横浜をはじめ各地区で甚大な被害が発生しました。このようなあらゆる災害に対する法人の備えとして、施設毎に作成した既存の災害時対応マニュアルに加え、専門家による防災マニュアルの策定や職員研修を実施することにより、実践的、実用的な災害対策を講じていきます。あわせて施設の実情に応じて、風水害避難確保計画を策定し、横浜市中で大規模な災害が発生した場合に備えていきます。また、施設毎に県や市町村が作成している「防災マップ」等を活用し、施設が立地している地盤や地形などの情報を基に、想定される災害を予測していくことで有事に役立てていきます。その他、高齢者をはじめ、障害者や子どもなどが安全に避難するには、周辺の地域住民の協力や理解が不可欠となります。日頃から積極的に地域の行事や拠点の防災訓練への参加など住民との交流に努めていき、地域住民とのコミュニケーションを図ることで災害時にお互いが協力できる体制づくりに努めていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

公の施設として、様々な相談に対し公正中な立場で対応していきます。たとえば介護保険サービス事業者等の選択に係わる相談を受けた場合は、相談者の意向に反して職員が特定の事業所を決めてしまうといったことがないよう、相談者の意志を尊重します。また情報紙等を活用し事業所の一覧を提示していくことで、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けていきま

す。さらに介護保険サービス種別毎に選択率をカウントすることにより、偏った事業所への選択が発生しないように所長は日頃から職員の対応状況の把握や指導に努めていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

小さな子どもから高齢者や障害をお持ちの方など、幅広い世代の利用者の声に耳を傾けながら関係性の構築に取り組み、様々な場面でニーズの把握に努めていきます。また、多様なニーズに応えるため、相談窓口以外に、施設内ご意見箱の設置、法人ホームページでの専用フォームの設置のほか、年1回それぞれの事業で利用者アンケートを実施し、利用者の不満や要望を真摯に受け止め、業務の改善・対応を検討していきます。またその結果はホームページ上で公表していきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報保護では法人内の規定及び横浜市の条例に則り、年1回の研修を行うことにより職員の意識啓発を図り、個人情報の適切な取扱への誓約を全職員で行います。研修や法人による「個人情報保護に対する基本方針」を踏まえ、施設毎に独自の個人情報保護マニュアルを整備し、施設の実情に即した、個人情報漏洩事故防止に向けた取り組みを行っていきます。また、法人内外を問わず、他施設で起きた個人情報漏洩事故は職員に周知し、同様の事故を起こさないように自施設を想定した取り組みを行います。

情報公開へは施設内受付とホームページ上で積極的に開示していきます。具体的には、事業計画・報告、収支状況、利用者アンケートの結果、苦情対応結果、第三者評価結果などを誰もが閲覧できるようにし、意見箱、ホームページ上のフォームにより質問、意見、要望が多様な方法で受けられるようにします。

不老町地域ケアプラザを拠点とする地域では外国籍の住民も多いことから、多様な文化が行き交い住民のグローバル化が進んでいます。一方で、言語や文化の違いから様々な課題も山積しています。こうした課題に対し人権研修を年1回実施し、職員間で様々な文化や生活習慣等に対して理解を深め、お互いを尊重できる、偏見・差別のない対応・支援に取り組んでいきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

法人全体で14施設を運営し、利用者へ質の高い福祉介護サービスを提供する一方で、事業活動に伴って生じる廃棄物の削減への取り組みが重要です。こうした課題に対し、法人として専門業者へ業務委託することにより、適正な処理を実施し環境へ配慮していきます。また委託先は、地域経済の活性化を図るため、市内企業へ優先的に発注するとともに経費の節減を図っていきます。

昨今の不老町地域ケアプラザの取り組みとしては、節水コマの館内設置による節水効果を検証したうえで、その効果が実証できたため、節水専用コマを導入しての節水・経費節減をさらに拡大し

ていきます。

日頃の取り組みとしては、節電、節水を実施するほか、施設利用者にも館内掲示・説明を行い、理解を求めた上で環境への配慮に取り組んでいきます。具体的には常時は使われていないトイレなどをはじめとした場所には、省エネルギーを促すポスター掲示などを行い、節電に取り組めます。

施設内の備品に関しても、使える物は最大限に使用し、不要になった物でもリサイクルの可能性を常に念頭に置き、その処理方法について考えます。また、コンピュータ社会になった現在でも書類の量は増え続けているため、施設内での書類はもちろんのこと、日々大量に送られてくるダイレクトメール等で利用できる紙も積極的に利用し、一枚も無駄にしない裏紙利用を実行します。

日常業務においては、性別にかかわらず、職員の個性と能力を十分に発揮し、各職種の専門性が向上し活躍できる職場環境の実現に取り組めます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

住民に広く施設を活用していただくため、施設貸出の空き情報の相談対応をはじめ、広報紙、瓦版の発行やホームページを活用し、施設貸出の利用方法など有益な情報発信を行います。また、各町内の会合や地域の行事へ出向いた際には、施設貸出について広報活動を行い、会合や様々な行事での活用を促していきます。その他、行政や地域の福祉保健関係者の会合、講座や講演会などで会場を提供することで、参加者に対してケアプラザ施設貸出の機能を知ってもらうことで、新規利用団体の促進に繋げていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・外国人・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・外国人・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

地域の誰もが安心して健やかに暮らせることを目的に、地域の身近な相談機能について館内での相談窓口をはじめ、地域サロンや給食会、地域のさまざまな会議の場、自主企画事業など、あらゆる機会を捉えて情報提供を行うほか、広報紙や瓦版、ホームページ、SNS等、様々なツールを活用した情報発信を積極的に行います。また、担当地域が広いことや地域の特徴として外国籍の住民が多いことなどから多様なニーズ考えられます。こうした地域の特徴やニーズに対し、関係機関と連携を図り情報紙やチラシの翻訳、相談支援の通訳など地域の実態に合わせた支援について働きかけを行います。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

各事業において、定期的に行う所内会議で情報を共有し、些細なことでもアイデアを出し合いながら連携することで、より効果的な成果を出せることを目的に事業間の連携を図っていきます。高齢者、子ども、障害者、外国人等、幅広い分野で個別や地域の課題が山積しているなかで、各種会議や地域の行事等へ参加することで関連施設との情報共有をしっかりと行っていきます。

さらに目的によって関連施設と事業を共催で企画・運営し、必要な情報の共有化や意見交換を効率的に行います。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域の関連団体や機関が開催する会合や行事へ積極的に参加し、情報や課題を共有することで、お互いに活動の目的を理解し合いながら参加者及び担い手の状況把握に努めます。それにより各単位町内会レベルでの課題などを抽出し、地域診断を適切に行った上で、必要な地域資源や人材のネットワークの構築など、地区にとらわれることのないネットワークの一層強化にアプローチしていきます。またケアプラザ全体で取り組む地域ケア会議や協議体の場面を通して、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織など様々な社会資源が有機的に連動できる新たなネットワークづくりに向け取り組みます。あわせて施設貸出機能を活かし、ケアプラザの「場」を活用したネットワークづくりを行っていきます。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区行政が掲げる運営方針「誰もが安心と活力を実感するまち中区」や各種区事業を踏まえたうえで、地域の身近な相談窓口として、ケアプラザの機能を活かした取り組みを行います。具体的には、中区地域保健福祉計画「なかなかいいネ第4期計画」の推進をはじめ、横浜型地域包括ケアシステムの構築、元気な地域づくり推進事業の発足、運営支援など、あらゆる事業において連携していきます。日々の業務で各地区から聞こえてくる住民や地域団体の声などに耳を傾け、各地区の課題把握を行うとともに、区行政へ積極的に情報提供していきます。また、区行政が開催する連絡会等の会議や行事への参加を呼びかける等、施策への周知啓発をおこない住民や関係機関等と連携に取り組みます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

日常業務で把握した情報を所内で共有し、目的や支援の方向性について検討していきます。共有した情報は、区行政や社会福祉協議会とのチーム会議でお互いが把握している情報を伝え合い、支援の方向性を共有していきます。こうした密接に結びついた連携を、中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」第4期計画の推進に繋げていきます。また、各地区の地区別計画においては、担当エリアが6地区と広域であるため、それぞれの地域特性やニーズをしっかりと把握した上で、区行政、区社会福祉協議会と支援体制を整えていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・外国人・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢の男女ともに平均寿命が80歳を超えるようになり、経済状況や生活環境など、高齢者を取り巻く状況はさまざまです。生活する地域によって、公的な支援やインフォーマルな地域資源が充実して提供されている地域もあれば、必要な支援が十分に提供できない地域もあり、介護保険の等の公的支援だけで高齢者の生活を支えきれものではありません。高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けるためには、地域の住民や地域団体の見守り等を含めた支援が必重要となってきます。こうした課題に対し、住民自ら考え自主的に支援の行動が実践できる地域づくりを目指していきます。具体的には、単位町内会程度の小地域を対象とした事業の企画・運営を行い、担い手の発掘や自主的な支援グループが出来るような仕掛けづくりに取り組みます。

子ども支援については、横浜市中区地域子育て支援拠点「のんびりんこ」や中区子ども家庭支援課と連携を図り、ケアプラザにおける自主事業の子育て支援「あのね」と子育て支援者による子育て相談事業の連動を実施し、子育て支援を充実していきます。その他、複数の子ども食堂団体が活動の「場」として施設を利用していることもあり、コーディネーターが調整機能となり、連絡会の開催を充実していくことで、新たなネットワークづくりに取り組みます。また、近隣の保育園の協力を得ながら、保育士による「絵本の読み聞かせと保育園情報・保育相談」を継続していきます。子育ての事業では、対象となる子どもが成長していくことで、参加者が変わっていくこと、主体となる親は自主活動できる世代であることから、参加者から地域活動団体が生まれるように支援していきます。

外国人支援については、市内で最も多く外国籍の住民ニーズが高いことを考慮し、国際交流ラウンジ等の公的機関と連携を図り、言語や文化の違いをお互いが理解し合える地域づくりに取り組みます。具体的には外国語に対応した事業のチラシや広報の作成のほか、外国人と日本人が交流できる事業等を企画・運営し多文化共生社会の実現に取り組みます。

障害児者支援については、中区内6ケアプラザ共催で実施している障害児支援を目的とした「ボランティア講座」を開催し、障害についての理解を深め、ボランティアの育成に努めます。また、講座開催に伴い、関係機関(区障害者支援担当、区社協、生活支援センター等)と情報の共有や共済による事業を企画します。そのほかに、ポレポレまつりの普及啓発支援や障害者作業所との協力などを実施し、現状に則した支援の充実に取り組みます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザは地域で活動している当事者団体、支援者団体、ボランティア等に対して安定的継続的な活動の支援のために部屋の貸し出しを行っていきます。より多くの団体等が使用できるように、貸し館の利用状況を施設内の掲示を行います。また、電話等の問い合わせに対しては、貸し館状況の説明と同時に空き状況をお知らせし、希望している日時がふさがっていても、積極的に代替候補をご案内し施設の有効活用を行っていきます。利用希望が多い多目的ホールについては、利用希望が重なるときには、利用人数、活動内容等により、他の空いている部屋の案内を行っていきます。

貸館利用団体である自助グループ、支援グループ、ボランティアグループが一堂に会し、互いの活動を知ることで、交流を図り、新たな活動やネットワークができる事を目的に、年に1回、登録団体交流会を発展させた「ケアプラザまつり」を開催します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

地域活動の担い手不足の状況も踏まえ、ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

中区社会福祉協議会ボランティアセンターと連携を図りながら、個人、団体活動の積極的な受け入れや活動場所の提供のほか、「あったかサロン」や「ケアプラザまつり」といった自主事業を活用した継続的な活動支援を行い、ボランティアの育成のほか、ボランティア同士の交流支援を行います。また、元気な高齢者や社会貢献を希望する高齢者に対して、ボランティアポイント制度を周知し、参加を促す上で、地域ケアプラザ内の事業やデイサービス、地域のサロンや給食会等での活動の場を積極的にコーディネートしていきます。また、地域状況や求められている支援を見据えながら、定期的なボランティア育成講座を開催し、次世代の地域活動者の発掘や活動のグループ化を目指していきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域で取り組まれているサロンや給食会、行事、地区民生児童委員協議会等に積極的に参加し、福祉保健活動に関する情報収集をしたうえで、町内会自治会の加入率が下がっている現状や、オートロックによる集合住宅や、多国籍な住民の構成により、地域内でもなかなか情報の共有が難しくなっている現状を踏まえ、国際交流ラウンジによる翻訳、通訳等、関係機関と連携し効果的な情報の提供に努めます。

地域ケアプラザ広報紙「ほほえみがえし」や生活支援コーディネーターが発行する地域情報紙「瓦版」は配布方法や、掲示方法といった効果的な情報発信を模索し行っています。また、広報紙やチラシが担当地域内の住民に行き届きにくい現状を踏まえ、ホームページや SNS など、様々なツールを充実させ、地域ケアプラザの案内や実施している事業の案内をはじめ、地域で取り組まれている活動や取り組みについても掲載し幅広く情報発信を行っていきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してく

ださい。

担当地区は広域にわたり、住宅地や商業地、古くからの商店街、簡易宿所が立ち並ぶ街等、地区によって様々な高齢者の生活ニーズが混在しています。また地区によってはケアプラザから遠く相談拠点機能が十分に活用されずに、支援が必要な高齢者が把握されないまま地域の中で孤立してしまうことも考えられます。こうした各地区の現状と課題に対し、まずは専門職による地域アセスメント・分析をしっかりとしていきます。取り組みとしては、区行政・区社会福祉協議会・地域ケアプラザの専門職が集まるチーム会議等の場を活用し、各機関それぞれが把握している情報を共有していきます。共有した情報をもとに地域の会合や行事へ参加させていただきながら、ケアプラザが発行している広報紙「ほほえみがえし」や瓦版を活用し、地域住民と情報を共有していくことでニーズの把握に取り組みます。さらに目的を絞ったアンケートやヒアリング調査を実施し、高齢者の生活上のニーズに対し地域の生の声を聴くことで、地域の実態把握に努めていきます。また、集積した情報は可視化し情報をわかりやすく見せていくことで、地域の課題だけではなく強みにも注目しながら地域と現状を共有していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

担当地区内は商業地も多く、各地区の地区社会福祉協議会や町内会の活動のほかに、多くの民間企業やNPO等の福祉保健団体が事業拠点を構えています。企業、団体によっては、地域の町内会へ加入のほか、清掃活動や連合町内会が開催する事業等に自主的に取り組まれており、多様な主体が地域づくりに参画しています。

一方、地域の高齢者が抱えるニーズは多様であり、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向け、多様な主体を含めた活動・サービスの充実がさらに求められています。地域に点在する様々な活動やサービス情報を得るため、地域団体や関係機関で共有する情報をもとに地域の会合・行事など多様な主体が活動する場において関係性を構築し、互いの意向や強みを捉えながら活動・サービス及び社会資源の把握・分析に取り組みます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

住民が目指す地域の実現には、多様な団体や人がつながり、地域が目指す方向性を共有することが必要です。コーディネーターを含めた専門職が地域で開催する定例会等の場に参加させていただきながら住民と話し合える機会をつくり、各地区の具体的な課題の共有や解決を目指し働きかけを行います。また開催にあたっては、ケアプラザの場や地域の会館等、住民や団体が参加しやすい場づくりに努めていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

各地区では高齢者を含めた様々な住民参加型の活動、サービスが継続して行われていますが、地域のなかで暮らす高齢者の生活を支えるためには、介護保険制度のような公的サービス含め支援の充実がさらに求められています。こうした高齢者を取り巻くニーズに対し、地域の住民や組織が主体となって声を上げ、地域全体で見守り・助け合える活動が創出されています。このような地域活動を継続・発展していくため、地域に身近なケアプラザの拠点機能を有効に活用し、必要に応じて地域ケアプラザが活動の相談窓口となり、相談者と活動団体の調整を行うなど、活動の継続、発展に向け柔軟に対応してきます。また、地域活動周知のため、活動チラシの掲示やケアプラザ広報「瓦版」に活動内容を掲載し、活動の周知・啓発を行うことで、地域活動の継続・発展に向け協力していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の身近な相談機能を有していることを地域に広く周知し、介護保険の相談を中心に、さまざまなニーズに応え、相談からサービスまでワンストップで切れ目のない相談、支援に取り組みます。具体的には地域特性として単身で公的扶助の支援を必要とするケースや、施設、病院、刑務所等から在宅復帰に向けた支援のニーズが高く、関係機関との綿密な連携、支援の充実を図るとともに、地域と連携して支援が必要な人を早期に発見し、相談、支援につなげていきます。

直近3年間の相談実績は、訪問相談を含め、平成29年度1,999件、平成30年度2,283件、令和元年度(12月まで)1,691件と多くの相談実績があります。こうした実績を積み重ねながら公的サービスだけではなく、ボランティアや地域福祉保健団体等、さまざまな社会資源の情報を集積し、あらゆる相談者のニーズに応じた相談支援を展開します。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者人口の増加に伴い、公的資源だけではなく地域の見守りのネットワークの重要性が高くなっています。とりわけ認知症に対する住民の関心は高く、認知症初期支援チームなどの専門家との連携をはじめ、住民や企業向けに地域の町内会館等の「場」を活用した、認知症サポーター養成講座を企画開催し、企業を巻き込んだ支援の輪をひろげ、認知症の普及啓発に取り組みます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域特性として、市域においても高齢者で単身世帯数が非常に多いといった特徴があります。こうした特性も重なり、支援の必要性が高い状況になってからの相談調整対応が多く、区行政、区社会福祉協議会をはじめ、地域定着支援センター等といった公的機関との連携をより一層図り、成年後見制度の活用や消費者被害の防止等の普及啓発を促進し、高齢者の権利侵害を未然に防ぐことができるような対応を迅速に図っていきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

区行政、中区ケアマネ連絡会「かいごのWa!なか、区内包括支援センター主任ケアマネジャーと協働で、研修や事例検討会を積み重ねていきます。この取り組みには区内の各居宅支援事業所で活躍する主任ケアマネジャーと協働で行い、共にケアマネジメント力の向上に取り組みます。また、区域内のケアマネジャーの相談、悩みに対応するため、気軽に相談できる「ケアマネサロン」を区内ケアプラザの場を活用し、月毎に場所を変更して継続して実施します。

■在宅医療・介護連携推進事業

中区在宅医療相談室、居宅事業所のケアマネジャーと連携し、継続的な医療、介護を受けることで、住民が病気を抱えても自立した生活が継続できるよう相談・支援に努めます。具体的には、相談ニーズに応じた中区在宅医療ネットの活用のほか、医療相談室、居宅ケアマネジャーと情報提供や電話対応等により、医療機と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

区行政、社会福祉協議会、介護サービス事業所や民生委員等、他職種で協働し、個別ケースの課題分析から地域課題の把握等、包括ネットワークの実現に向けたツールとして活用していきます。また、会議の成果と課題を整理したうえでケアプラザ内で共有し、地域の実情に合わせた、事業の企画・運営に活かしていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

大規模法人である強みを活かし、各施設や機関での経験を考慮したうえで、配属する地域特性を見極めながら、適切な人員の確保・育成に取り組みます。

業務推進に向け、保健・医療・福祉関係機関など多様な主体との連携を図るほか、地域活動交流及び生活支援コーディネーターが把握している情報を活用し、要支援1・2または事業対象者の方々が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるように、自立支援に則った介護予防計画を作成し適切なサービスや社会資源と繋がれるようにします。また、居宅介護支援事業者への業務委託については、公正中立な立場であることを踏まえ、介護情報紙等の活用を通じ、利用者の選択を最優先に検討した上で事業所を選定します。居宅介護支援事業者への委託しているケースについては担当学会等に積極的に参加し、ケアマネジャーやご利用者に地域の情報を伝えインフォーマルサービスへ繋がるように支援します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

単身高齢者が密集している地区においては、健康管理に対する意識が低く、高血圧、糖尿病といった生活習慣病がきっかけとなり、脳梗塞などの重病を発症した結果、要支援、要介護が必要な状態となり支援につながる相談が多く寄せられています。こうした課題に対し、区行政、関係機関と連携し、「健康管理」に対する意識を改善し、介護予防につながるような介護予防事業計画の作成に取り組みます。具体的には、地域組織・団体をはじめ、区行政等と調整・協議しながら、体操・栄養といった講座を企画・運営し、介護予防に関する普及啓発に取り組みます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

担当地区は広範囲にわたり、また地区ごとに閑静な住宅街と商店会が共存する地区や簡易宿所が点在する地区、官公庁や商業施設が密集する地区などそれぞれに特徴があるほか、地域の福祉保健活動やボランティア団体等にも違いがあります。各地区の特色とニーズの傾向を、町内会や民生委員児童委員協議会等の場に参加させていただきながら、地域課題を検討し合い、明らかとなった課題に対し、地域ケア会議等を活用しながら、お互いを把握できる機会を持つようにしていきます。また、他地区とは異なる方法での支援が必要な地区においては、地域ニーズに即した柔軟な会議の開催に協力し、包括的なネットワークの構築・支援に取り組みます。こうした支援の輪を通してお互いの特徴を活かし、ネットワークがより一層強固になるように働きかけます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

要支援または要介護状態となっても本人が可能な限り住み慣れた地域で、有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるように、心身の状況、環境等に応じたケアプランの提案を行います。フォーマル・インフォーマルを問わず、利用者の意向、選択に基づき適切なサービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるようケアプランの作成を行います。居宅サービスの実施においては、居宅サービス計画に基づいたサービスの提供が適切に確保されるように、各介護サービス事業所との連絡調整を綿密に行います。また、地域包括支援センターや介護予防支援事業所が併設している強みを活かし、きめ細やかな情報を共有することで、様々な社会資源情報を活用し、居宅サービス計画上に位置づけるよう努めます。また、困難ケースへの対応も、事業所内の連携による迅速な対応に努めていきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

近年、多様化した通所事業においては、歴史あるケアプラザの通所事業として、ハード面を活かしたサービス提供を目指し、一人でも多くの住民に選ばれる施設運営を行います。居宅支援事業所のケアマネジャーや包括支援センター、介護サービス事業者と連携し、居宅サービス計画書にもとづいて、利用者個々に適切な通所介護計画書を作成し、個別のニーズに合わせた通所介護サービスを計画的に提供します。年間を通して安定した利用者数を確保し、介護予防サービスと合わせて1日の平均利用者数28名を目指します。サービス提供は年末年始（12/29～1/3）を除いて毎日運営致します。また、利用者アンケートを年1回実施することで、利用者の声を真摯に受け止め、寄せられた苦情や要望を所内で検討した上でサービス改善に繋げていきます。

また、連絡帳や電話、電子メール等のツールを活用し、家族、担当ケアマネジャー等と密に連携を図ることで自立した在宅生活が継続できるように支援していきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特徴を踏まえて記載してください。

当施設は担当圏域が広く、各々地域性が異なることもあり、相談者のニーズや相談者数も多く、さらに対応に困難なケースが多いことなどが特徴となっています。その中で専門職の手は常日頃より足りない状態となっています。指定管理料における人件費については、当施設を運営していく中では決して十分な金額ではありませんが、介護保険事業での収益をあげることにより、適切な人材を確保し、地域の皆様に不利益とならないようなサービス体制を整えます。近度の介護報酬改定により、介護保険事業の収入は指定管理料の不足分を補うには厳しい状況となってきていますが、施設全体での収支として考え、施設の維持運営を健全に進めていきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

自主事業などの実施にあたり、地域の実情に応じて地域の自主化を含めた企画・運営に当たり、飲食にかかる費用や、資料代、その他実費負担することが望ましいと考えられるようなものについては、参加者に丁寧な説明を行い理解を得た上で、実費徴収していただきます。これにより、費用面での負担軽減と、参加に対する利用者の意識向上を図ります。

また、運営するにあたっては地域のボランティアや福祉保健団体の協力を仰ぎ、地域資源の開発という観点と、運営費の低予算化という観点を併せ持った取り組みをおこないます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

平成8年の開所から第三期指定管理期間に至るまで当法人において継続的に運営させていただいております。多様化した地域ケアプラザの機能に対し、地域支援がしっかりと担保できるよう、法人で育成した豊富な人材を資源に、職員の育成を含めた適切な人員配転を繰り返しながら専門職を配置し、地域の身近な相談機関として積極的に地域に足を運び、信頼できる関係性の構築に努めてきました。同時に各地区の取り組みやそれを支える担い手も新しく変わり、地域の伝統や文化の継承のほか、時代のニーズに応じた新たな取り組みも各地区で活発に行われています。こうした地域の変化に対応していくためにも地域を支える町内会や民生委員・児童委員等の活動者に顔を覚えていただきながら、相談・支援を継続してきたことで、頼っていただける職員の育成が少しずつ出来ていると感じています。また、各地区で開催されている各種会合や催しに参加させていただき、個別支援から地域の悩み事等あらゆる相談を受け止め、迅速で丁寧な対応を心がけ、地域の活動者や区行政等の関係機関と連携してきたことで、地域の実態を把握し地区分析を行いながら様々な事業の企画・運営を行い地域支援に繋げてきました。また、これまでの法人としての取り組みが認められ、寿地区においては、「ことぶき個別支援推進事業」を区行政より受託し、調査期間を含め約6年（平成25年度～平成30年度）にわたり寿地区の課題である介護予防・健康問題に対し、看護師・社会福祉士といった専門職を切れ間なく配置し、区行政と協働で取り組みを継続してきました。結果として、現在の寿健康「福祉交流センター開設の礎を築くことに協力することができました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

第3期指定管理期間においては、法人理念に掲げる職員幸福、職務環境を追求し、職員の学び努力する姿勢を応援し、職員の自己実現が可能な職務環境を追求してきました。こうした理念を具体化するために、法人全体で取り組む人事考課制度を効果的に実施したことで、各部門に配置すべく専門職を切れ目なく配置し、施設利用者や地域支援に不利益を出すことなく施設運営ができました。

また、日常業務のなかで得た経験をテーマに法人技術発表会を年1回開催し、研究で明らかとなった情報を法人全体で共有することで職員のモチベーション維持向上につながり、結果として職員育成や職務を遂行できる職員配置の実績に結びついたと考えています。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市不老町地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長 〇〇〇〇円×0.125名、地域活動交流コーディネーター 〇〇〇〇円×1名、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費 〇〇〇〇円×5名、事務員 〇〇〇〇円×0.25名)	9,910,750
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長 〇〇〇〇名、地域活動交流コーディネーター 〇〇〇〇円×1名、サブコーディネーター 〇〇〇〇円×5名、事務員 〇〇〇〇円×0.25名等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	2,989,250
事業費(税込)	講師謝礼金 80,000 円、広報費 60,000 円、保険料 3,000 円、事業材料費等 110,000 円、事業参加費△33,000 円	220,000
事務費(税込)	通信運搬費(郵送、電話代 160,000 円、賃借料(コピー等) 118,000 円、消耗品費(コピー用紙他) 616,000 円、保守料(パソコン等) 75,000 円、手数料 10,000 円、保険料 8,000 円、研修費 5,000 円、印刷製本費 20,000 円	1,012,000
管理費(税込)	・光熱水費 3,600,000 円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 1,350,000 円	4,950,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△50,000
施設使用料相当額 ※2		△2,380,000
合 計		17,126,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費) ████████ ×1名	██████
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費) ████████ ×1名	██████
事業費(税込)	講師謝礼金 ████████、賠償責任保険料 ████████ 円、広報費(チラシ作成) ████████ 円	██████
事務費(税込)	通信運搬費 ████████ 円、事務用品費(コピー用紙他) ████████ 円、保険料 ████████ 円、旅費交通費 ████████ 円、手数料(振込料等) ████████ 円、保守料(パソコン、コピー) ████████ 円、賃借料(コピー機リース) ████████ 円	██████
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長〇〇〇〇円×0.375名、地域包括支援センター職員〇〇〇〇円×5名、事務員〇〇〇〇円×0.25名等のうち賃金水準スライド対象人件費)	19,869,002
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長〇〇〇〇×0.375名、地域包括支援センター職員〇〇〇〇×5名、事務員〇〇〇〇円×0.25名等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	12,930,998
事業費(税込)	講師謝礼金 40,000 円、中区地域ケアプラザ参加事業 8,000 円、主任ケアマネジャー主催事業 10,000 円	58,000
事務費(税込)	通信運搬費 210,000 円、賃借料 55,000 円、手数料 5,000 円、消耗品費 386,000 円、保守料 75,000 円、保険料 8,000 円、会費 20,000 円、研修費 100,000 円、印刷事務費 6,000 円、旅費交通費 5,000 円	870,000
管理費(税込)	・光熱水費 957,000 円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 360,000 円	1,317,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△1,015,000
合 計		34,786,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師謝礼金 130,000 円、消耗品費(コピー用紙他) 14,000 円、広報費(チラシ作成他) 10,000 円	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支 払想定額	地域ケアプラ ザ運営事業(a)	17,126,000	17,126,000	17,126,000	17,126,000	17,126,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	34,786,000	34,786,000	34,786,000	34,786,000	34,786,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	57,868,000	57,868,000	57,868,000	57,868,000	57,868,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援 事業・第1号介 護予防支援事 業	7,191,000	7,407,000	7,551,000	7,694,000	7,910,000
		居宅介護支援 事業	7,895,000	8,262,000	8,770,000	8,770,000	8,770,000
		通所系サービ ス事業	101,371,000	102,754,000	104,096,000	105,978,000	107,818,000
	その他収入		2,415,000	2,415,000	2,415,000	2,415,000	2,415,000
	収入合計 (A)		176,740,000	178,706,000	180,700,000	182,725,000	184,781,000
	人件費	131,040,000	133,006,000	135,000,000	137,025,000	139,081,000	
	事業費	8,017,000	8,017,000	8,017,000	8,017,000	8,017,000	
	事務費	32,800,000	32,800,000	32,800,000	32,800,000	32,800,000	
	管理費	1,213,000	1,213,000	1,213,000	1,213,000	1,213,000	
	消費税等	1,290,000	1,290,000	1,290,000	1,290,000	1,290,000	
	その他	2,380,000	2,380,000	2,380,000	2,380,000	2,380,000	
支出合計 (B)		176,740,000	178,706,000	180,700,000	182,725,000	184,781,000	
収支 (A - B)		0	0	0	0	0	

団体の概要

(令和 2 年 2 月 1 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはましゃかいふくしきょうかい) 社会福祉法人 横浜社会福祉協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒232-0033 横浜市南区中村町5丁目315			
設立年月日	昭和53年1月27日			
沿革	<p>昭和53年 1月 社会福祉法人設立認可 救護施設「横浜市天神寮」(定員18人)、特別養護老人ホーム「横浜市天神ホーム」(定員50人、短期入所6人)を財団より移管</p> <p>昭和56年 4月 身体障害者療護施設「千曲園」開設 (定員50人)</p> <p>平成 元年 4月 身体障害者療護施設「霧ヶ峰療護園」開設 (定員50人)</p> <p style="padding-left: 20px;">精神障害者通所授産施設「鶴見ワークトレーニングハウス」開設 (定員20人)</p> <p>平成 3年 4月 身体障害者療護施設「佐久療護園」開設 (定員80人)</p> <p>平成 4年 5月 特別養護老人ホーム「新山下ホーム」(定員50人、短期入所20人)、老人デイケアセンター「横浜市新山下地域ケアプラザ」受託</p> <p>平成 8年 7月 老人デイケアセンター「横浜市不老町地域ケアプラザ」受託</p> <p>平成11年11月 老人デイケアセンター「横浜市永田地域ケアプラザ」受託</p> <p>平成12年 4月 特別養護老人ホーム「南太田ホーム」(定員60人、短期入所40人)開設</p> <p>平成12年11月 特別養護老人ホーム「本牧ホーム」(定員60人、短期入所40人)開設</p> <p>平成18年 4月 救護施設「横浜市天神寮」を廃止し、「清明の郷」(定員190人)開設</p> <p>平成24年 4月 障害者支援施設千曲園全面改修工事完了</p> <p style="padding-left: 20px;">障害者就労支援型施設鶴見ワークトレーニングハウス新築工事完了</p> <p>平成28年 4月 特別養護老人ホーム「梅ノ木ホーム」(定員100人、短期20人)開設</p> <p>平成30年11月 障害者支援施設霧ヶ峰療護園は諏訪市浜崎地区に移転し、名称を「すわ湖のほとり」と改称</p> <p>令和 1年10月 居宅介護支援事業所「しえんて関内」開設</p>			
事業内容等	<p>[第1種社会福祉事業] 救護施設の経営・特別養護老人ホームの経営・指定障害者支援施設の経営</p> <p>[第2種社会福祉事業] 精神障害者授産施設の経営・老人デイサービス事業の経営・老人短期入所事業の経営・障害者福祉サービス事業の経営、老人デイサービスセンター事業の経営、老人介護支援センター事業の経営</p> <p>[公益事業] 地域包括支援センターの経営、居宅介護支援事業の経営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の経営</p> <p>[収益事業] なし</p>			
財務状況	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	総収入	4,138,573千円	4,327,880千円	4,418,013千円
	総支出	4,018,587千円	4,186,904千円	4,345,084千円
	当期収支差額	119,986千円	140,976千円	72,929千円
	次期繰越収支差額	3,796,377千円	4,256,398千円	4,353,422千円
連絡担当者	<p>【所属】横浜市 地域ケアプラザ 【氏名】</p> <p>【電話】 F A X 【E-mail】</p>			
特記事項				